

議案第 4 号

公平委員会設置条例の一部を改正する条例

公平委員会設置条例（昭和 3 0 年新座市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成するため、 <u>同法第 7 条第 2 項の規定に基づき</u> 新座市公平委員会を設置する。	(設置) 第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）の完全な実施を確保し、その目的を達成する為、 <u>同法第 7 条第 3 項の規定に基</u> き新座市公平委員会を設置する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 1 日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市公平委員会の設置の根拠を改めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。